

〈水質関係〉

種 別	項 目	基準値	項 目	基準値
公共下水道 への排水規制 昭和34年 政令147号 (mg/ℓ以下)	温度(℃)	45	カドミウム及びその化合物	0.03
	pH	5~9	シアン化合物	1
	BOD	600	有機リン化合物	1
	SS	600	鉛及びその化合物	0.1
	鉱油類含有量	5	六価クロム化合物	0.5
	動植物油脂類含有量	30	ヒ素及びその化合物	0.1
	沃素消費量	220	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
	窒素含有量	240	アルキル水銀化合物	不検出
	リン含有量	32	ポリ塩化ビフェニル	0.003
	フェノール類	5	トリクロロエチレン	0.1
	銅及びその化合物	3	テトラクロロエチレン	0.1
	亜鉛及びその化合物	2	ジクロロメタン	0.2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	四塩化炭素	0.02
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	1,2-ジクロロエタン	0.04
	クロム及びその化合物	2	1,1-ジクロロエチレン	1
	ほう素及びその化合物 (河川その他の公共の水域)	10	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
	〃 (海域)	230	1,1,1-トリクロロエタン	3
	ふっ素及びその化合物 (河川その他の公共の水域)	8	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
	〃 (海域)	15	1,3-ジクロロプロペン	0.02
	1,4-ジオキサン	0.5	チウラム	0.06
※	380	シマジン	0.03	
※		チオベンカルブ	0.2	
アンモニア性窒素亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		ベンゼン	0.1	
		セレン及びその化合物	0.1	
		ダイオキシン類	10pg	

種 別	項 目	基 準 値
工業用水道 供給標準水質 (mg/ℓ以下) (日本工業 用水協会)	濁度	20以下
	pH	6.5~8.0
	アルカリ度(CaCO ₃ として)	75
	硬度	120
	蒸発残留物	250
	塩素イオン	80
	総鉄	0.3
農業用水 基 準 (mg/ℓ以下 DOは以上) 昭和45年3月 (農林省公害 研究会)	pH	6.0~7.5
	COD	6
	SS	100
	DO	5
	全窒素	1
	電気伝導度	30mS/m
	ヒ素	0.05
	亜鉛	0.5
	銅	0.02

種 別	項 目	河 川	湖 沼	海 域	
水産用水基準 (mg/ℓ以下) (平成18年3月) (日本水産資源 保護協会)	BOD	自然繁殖条件:3 (サケ・マス・アユ:2) 成育条件:5 (サケ・マス・アユ:3)	—	—	
	COD	—	自然繁殖条件:4 (サケ・マス・アユ:2) 成育条件:5 (サケ・マス・アユ:3)	— (一時保留)	
	全窒素	—	コイ・フナ:1.0 ワカサギ:0.6 サケ・アユ:0.2	水産1種:0.3 水産2種:0.6 水産3種:1.0 ノリ養殖最低 必要濃度: 0.07~0.1 (無機態窒素) ワカメ養殖最低 必要濃度: 0.028 (無機態窒素)	
	全リン	—	コイ・フナ:0.1 ワカサギ:0.05 サケ・アユ:0.01	水産1種:0.03 水産2種:0.05 水産3種:0.09 ノリ養殖最低 必要濃度: 0.007~0.014 (無機態リン)	
	DO	6以上 サケ・マス・アユ:7以上	6以上 サケ・マス・アユ:7以上	6以上 内湾漁場夏季 底層において 最低限維持: 4.3	
	pH	6.5~7.5	6.5~7.5	7.8~8.4	
		生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。			
	SS	25(人為的に 加えられる懸 濁物質:5)。 忌避行動など の反応をおこ させる原因と ならないこと。 日光の透過を 妨げ、水生植 物の繁殖、生 長に影響を及 ぼさないこと。	サケ・マス・ アユ:1.4(透 明度4.5m以上) 温水性魚類:3 (透明度1.0m 以上)	人為的に加え られる懸濁物 質:2。 海藻類の繁殖 に適した水深 において必要 な照度が保持 され、その繁 殖と生長に影 響を及ぼさな いこと。	
	着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。			
	水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。			
大腸菌群数	1,000MPN/100ml(生食用カキ飼育70MPN/100ml)				
油分	水中には油分が検出されないこと。水面には油膜が認められないこと。				
有害物質	別表(省略)に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおり。				
底質	河川・湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では乾泥としてCOD _{OH} 20mg/g乾泥以下、硫化物0.2mg/g乾泥以下、n-ヘキサン抽出物0.1%以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験により得られた検液中の有害物質濃度が基準値の10倍を下回ること。(カドミウム、PCBは検出下限値未満) ダイオキシン類の濃度は150pgTEQ/gを下回ること。				

種 別	項 目	適		可		不 適
		AA	A	B	C	
水浴場水質 判定基準 (平成9年4月) (環境省)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	不検出(＜2)	100 以下	400 以下	1000 以下	1000超
	油膜	認められない		常時は認められない		常時認められる
	COD(mg/ℓ)	2以下(湖沼は3以下)		5以下	8以下	8超
	透明度	全透(1m以上)		1m～50cm		50cm未満
遊泳プール 衛生基準 (平成13年7月)	pH	5.8～8.6				
	濁度	2度以下				
	過マンガン酸カリ消費量	12mg/ℓ以下				
	遊離残留塩素	0.4～1.0mg/ℓ以下				
	二酸化塩素	0.1～0.4mg/ℓ以下				
	亜塩素酸	1.2mg/ℓ以下				
	大腸菌	不検出				
(厚生労働省)	一般細菌	200CFU/mℓ以下				
	総トリハロメタン	おおむね0.2mg/ℓ以下が望ましい				
公衆浴場 水質基準 (平成15年2月)	項 目	原湯、原水、上り用湯及び上り用水		浴 槽 水		
	色度	5以下		—		
	濁度	2以下		5以下		
	pH	5.8～8.6		—		
	過マンガン酸カリ消費量	10mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		
	大腸菌群	50mℓ中に検出し てはならない		1mℓ中に1個をこ えてはならない		
	レジオネラ属菌	不検出(10CFU/100mℓ)		不検出(10CFU/100mℓ)		

種 別	項 目	種 類	指 針 値
公共用水域等 における農薬の 水質評価指針 平成6年4月 環水土86号 (mg/ℓ以下)	イプロジオン	殺菌剤	0.3
	イミダクロプリド	殺虫剤	0.2
	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08
	エスプロカルブ	除草剤	0.01
	エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006
	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05
	クロルピリホス	殺虫剤	0.03
	ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006
	シメトリン	除草剤	0.06
	トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2
	トリクロルホン	殺虫剤	0.03
	トリシクラゾール	殺菌剤	0.1
	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
	フサライド	殺菌剤	0.1
	ブタミホス	除草剤	0.004
	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01
	プレチラクロール	除草剤	0.04
	プロベナゾール	殺菌剤	0.05
	プロモブチド	除草剤	0.04
	フルトラニル	殺菌剤	0.2
	ペンシクロン	殺菌剤	0.04
	ペンスリド (SAP)	除草剤	0.1
	ペンディメタリン	除草剤	0.1
	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01
	メフェナセット	除草剤	0.009
	メプロニル	殺菌剤	0.1
	モリネート	除草剤	0.005

種 別	項 目	基 準 値
水道水質基準 平成15年 厚生労働省令101号 (mg/ℓ以下)	一般細菌	100個/mℓ
	大腸菌	検出されないこと
	カドミウム及びその化合物	0.003
	水銀及びその化合物	0.0005
	セレン及びその化合物	0.01
	鉛及びその化合物	0.01
	ヒ素及びその化合物	0.01
	六価クロム化合物	0.02
	亜硝酸態窒素	0.04
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10
	フッ素及びその化合物	0.8
	ホウ素及びその化合物	1.0
	四塩化炭素	0.002
	1,4-ジオキサン	0.05
	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
	ジクロロメタン	0.02
	テトラクロロエチレン	0.01
	トリクロロエチレン	0.01
	ベンゼン	0.01
	塩素酸	0.6
	クロロ酢酸	0.02
	クロロホルム	0.06
	ジクロロ酢酸	0.03
	ジプロモクロロメタン	0.1
	臭素酸	0.01
	総トリハロメタン	0.1
	トリクロロ酢酸	0.03
	プロモジクロロメタン	0.03
	プロモホルム	0.09
	ホルムアルデヒド	0.08
	亜鉛及びその化合物	1.0
アルミニウム及びその化合物	0.2	
鉄及びその化合物	0.3	
銅及びその化合物	1.0	
ナトリウム及びその化合物	200	
マンガン及びその化合物	0.05	
塩化物イオン	200	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	
蒸発残留物	500	
陰イオン界面活性剤	0.2	
ジェオスミン	0.00001	
2-メチルイソボルネオール	0.00001	
非イオン界面活性剤	0.02	
フェノール類	0.005	
有機物等(TOC量)	3	
pH値	5.8～8.6	
味	異常でないこと	
臭気	異常でないこと	
色度	5度以下	
濁度	2度以下	

〈水質関係〉

種 別	項 目	目 標 値
水質管理目標 設定項目	アンチモン及びその化合物	0.02
	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)
平成15年 健発第1010004号 〔mg/ℓ以下〕	ニッケル及びその化合物	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.004
	トルエン	0.4
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08
	亜塩素酸	0.6
	二酸化塩素	0.6
	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)
	抱水クロラール	0.02 (暫定値)
	農薬類	検出値/目標値1以下
	残留塩素	1
	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下
	マンガン及びその化合物	0.01
	遊離炭酸	20
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02
	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3
	臭気強度 (TON)	3
	蒸発残留物	30以上200以下
	濁度	1度以下
	pH値	7.5程度
腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	
従属栄養細菌	1mlの検水で形成される 集落数が2,000以下(暫定)	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	
アルミニウム及びその化合物	0.1	
ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量 の和として0.00005以下(暫定)	

種 別	農 薬 名	水 濁 指 針 値
〔mg/ℓ以下〕	ベノミル (除草剤)	0.2
	シクロスルファミロン	0.8
	シマジン (CAT)	0.03
	トリクロピル	0.06
	ナプロバミド	0.3
	フラザスルフロ	0.3
	MCPAイソプロピルアミン塩 及び MCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)

※農薬取締法において、「水質汚濁に係る農薬登録基準値(水濁基準値)」が設定されている農薬(326農薬)については、水濁指針値は水濁基準値の10倍。水濁基準値が設定されていない農薬のうち20農薬の水濁指針値は上表のとおり。

水産指針値は、同法において「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(水産基準値)」が設定されている農薬(439農薬)の10倍。

種 別	項 目	環 境 上 の 条 件
〔mg/ℓ以下〕 平成3年 環境庁告示46号	土壌の汚染に係る環境基準	カドミウム 0.01かつ農用地においては 米1kgにつき0.4mg以下
	全シアン	検出されないこと
	有機リン	検出されないこと
	鉛	0.01
	六価クロム	0.05
	ヒ素	0.01かつ農用地(田に限る) においては土壌1kgにつき 15mg未満
	総水銀	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと
	P C B	検出されないこと
	銅	農用地(田に限る)におい て土壌1kgにつき125mg未満
	ジクロロメタン	0.02
	クロロエチレン	0.002
	四塩化炭素	0.002
	1,2-ジクロロエタン	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
	トリクロロエチレン	0.03
	テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002	
1,4-ジオキサン	0.05	
チウラム	0.006	
シマジン	0.003	
チオベンカルブ	0.02	
ベンゼン	0.01	
セレン	0.01	
ふっ素	0.8	
ほう素	1	

種 別	農 薬 名	水 濁 指 針 値
ゴルフ場で使用 される農薬による 水質汚濁の防止及び 水域の生活環境動植物 の被害防止に係る 指導指針について 令和2年3月27日 環水大土発 第2003271号 〔mg/ℓ以下〕	(殺虫剤)	
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロロホン (DEP)	0.05
	ペルメトリン	1
	ペンスタップ	0.9
	(殺菌剤)	
	イプロジオン	3
	イミノクタジアルベシル酸塩 及び イミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム (チラム)	0.2
	チオファネートメチル	3
	トルクロホスメチル	2
	バリダマイシン	12
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1

〈水質関係〉

種 別	基 準 値
ダイオキシン類 環境基準(土壌) 平成11年 環境庁告示68号	1,000pg-TEQ/g以下

種 別	項 目	指定基準		第2溶出量基準
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	溶出量基準
要措置区域等の 指定に係る基準 平成14年 環境省令29号	クロロエチレン	0.002mg/l	-	0.02mg/l
	四塩化炭素	0.002mg/l	-	0.02mg/l
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l	-	0.04mg/l
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l	-	1mg/l
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	-	0.4mg/l
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l	-	0.02mg/l
	ジクロロメタン	0.02mg/l	-	0.2mg/l
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	-	0.1mg/l
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l	-	3mg/l
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l	-	0.06mg/l
	トリクロロエチレン	0.03mg/l	-	0.3mg/l
	ベンゼン	0.01mg/l	-	0.1mg/l
	カドミウム及び化合物	0.01mg/l	150mg/kg	0.3mg/l
	六価クロム化合物	0.05mg/l	250mg/kg	1.5mg/l
	シアン化合物	検出 されないこと	50mg/kg	1mg/l
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	15mg/kg	0.005mg/l
	アルキル水銀化合物	検出 されないこと		検出 されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/l	150mg/kg	0.3mg/l
	鉛及びその化合物	0.01mg/l	150mg/kg	0.3mg/l
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l	150mg/kg	0.3mg/l
ふっ素及びその化合物	0.8mg/l	4,000mg/kg	24mg/l	
ほう素及びその化合物	1mg/l	4,000mg/kg	30mg/l	
シマジン	0.003mg/l	-	0.03mg/l	
チウラム	0.006mg/l	-	0.06mg/l	
チオベンカルブ	0.02mg/l	-	0.2mg/l	
ポリ塩化ビフェニル	検出 されないこと	-	0.003mg/l	
有機リン化合物	検出 されないこと	-	1mg/l	

種 別	有 害 物 質 名	対 象 と な る 飼 料	基 準 値
飼料の有害物質の 指導基準 昭和63年 農林水産省 畜産局長通知 63畜B第2050号 〔mg/kg以下〕 農薬	2, 4-D	稲わら	1
	MCPA	稲わら	2
	アゾキシストロピン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
	イソチアニル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.7
	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イソプロチオラン	稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
	イプロベンホス	稲わら	15
		稲わら	15

種 別	有 害 物 質 名	対 象 と な る 飼 料	基 準 値
飼料の有害物質の 指導基準 昭和63年 農林水産省 畜産局長通知 63畜B第2050号 〔mg/kg以下〕 農薬	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
		籾米	3
	エチプロール	稲わら	3
		籾米	1
	エディフェンホス	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
	エトフェンブロックス	稲わら	30
		稲発酵粗飼料	10
		籾米	20
		稲わら	0.3
	オキサジクロメホン	稲発酵粗飼料	0.1
		稲わら	10
	オキサリニック酸	稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	オリサストロピン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	0.7
		籾米	1
		稲わら	3
	カルプロバミド	稲発酵粗飼料	0.7
		稲わら	20
	カルベンダジム、チオファネー ト、チオファネートメチル及び ベノミル	稲発酵粗飼料	5
		籾米	5
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	キノクラミン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	0.05
		稲わら	2
	グリホサート	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	グルホシネート	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.1
	クロチアニジン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	5
		稲わら	5
	クロマフェノジド	稲わら	5
		籾米	3
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	クロロタロニル	稲わら	0.2
稲発酵粗飼料		0.1	
シアントラニリプロール	稲わら	0.05	
	稲発酵粗飼料	0.2	
ジクワット	稲わら	0.05	
	稲発酵粗飼料	0.05	
ジノテフラン	稲わら	10	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	15	
	稲わら	2	
シハロホップブチル	稲発酵粗飼料	0.1	
	籾米	2	
シメコナゾール	稲わら	3	
	籾米	0.3	
ジメタメトリン	稲わら	0.2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
シラフルオフェン	稲わら	20	
	籾米	15	
スピネトラム	稲わら	0.7	
	稲発酵粗飼料	0.3	
スピノサド	稲わら	0.5	
	稲発酵粗飼料	0.2	
スルホキサフル	稲わら	4	
	稲わら	2	
ダイアジノン	稲発酵粗飼料	1	

種 別	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準値
飼料の有害物質の 指導基準 昭和63年 農林水産省 畜産局長通知 63畜B第2050号 〔mg/kg以下〕 農薬	ダイムロン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアマトキサム	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	チウラム	稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
	テブフェノジド	稲わら	20
		籾米	10
	テブフロキン	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	3
	トリクロルホン	稲わら	2
		籾米	2
	トルプロカルブ	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	1
	ニテンピラム	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	バクロブトラゾール	稲わら	1
		籾米	1
	バクロブトラゾール	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	0.3
	パラコート	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.05
	ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	0.5
	ピメトロジン	稲わら	1
	ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
		籾米	0.3
	フィプロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	フェノキサスルホン	稲わら	0.15
		稲発酵粗飼料	0.03
	フェノキサニル	稲わら	30
		稲発酵粗飼料	3
フェノブカルブ	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	3	
フェリムゾン	稲わら	20	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	5	
フェンチオン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
フェントエート	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	籾米	0.7	
フサライド	稲わら	130	
	稲発酵粗飼料	30	
ブプロフェジン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	籾米	10	
フラメトビル	稲わら	3	
	稲発酵粗飼料	0.5	
フルジオキソニル	籾米	0.5	
	稲わら	0.05	
フルピリミン	稲わら	0.1	
	稲発酵粗飼料	0.1	
フルトラニル	稲わら	7	
	籾米	9	
	稲わら	20	
フルトラニル	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	5	

種 別	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準値
飼料の有害物質の 指導基準 昭和63年 農林水産省 畜産局長通知 63畜B第2050号 〔mg/kg以下〕 農薬	ブクロラズ	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2
		稲わら	8
	プロベナゾール	稲発酵粗飼料	0.7
		籾米	0.3
	プロモブチド	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.5
	ペノキスラム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	0.1
	ベンスルフロンメチル	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	0.2
	ベントグリン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.1
	ベンディメタリン	稲わら	0.02
		稲わら	0.3
	ベンフレセート	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	マラチオン	稲わら	0.2
		籾米	2
	メタアルデヒド	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	0.3
	メタラキシル	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	メトキシフェノジド	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	2
		籾米	2
	メトミノストロピン	稲わら	5
籾米		2	
メプロニル	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	10	
	籾米	7	
モリネート	稲わら	0.3	
	稲発酵粗飼料	0.1	
重金属等	カドミウム	家畜及び家畜に給与される配合飼料	0.8
		乾牧草等	1
		魚粉、肉粉及び肉骨粉	3
	水銀	家畜及び家畜に給与される配合飼料	0.2
乾牧草等		0.4	
鉛	家畜及び家畜に給与される配合飼料	2	
	乾牧草等	3	
	魚粉、肉粉及び肉骨粉	7	
ひ素	配合飼料、乾牧草等	2	
	稲わら	7	
	魚粉	15	
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く)及びうずら用)及びとうもろこし	0.02
		配合飼料(ほ乳期子牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用及びブロイラー前期用)	0.01
	ゼアラレノン	家畜に給与される飼料	1
		家畜に給与される配合飼料	0.5
	デオキシニバネロール	生後3か月以上の牛に給与される飼料	4
		生後3か月以上の牛に給与される配合飼料	3
		家畜等(生後3か月以上の牛を除く)に給与される飼料	1
フモニシン(B ₁ +B ₂ +B ₃)	家畜及び家畜に給与される配合飼料	4	
その他	メラミン	尿素を除く飼料(飼料原料を含む)	2.5